

滋賀県立

聴覚障害者センター だより



— 75 号 —

発行日／平成 26 年 10 月 10 日
発行所／草津市大路 2 丁目 11-33

TEL 077-561-6111
077-561-6133

HP <http://www.shigajou.or.jp>
Blog <http://shigajou.blog.eonet.jp>

各自治体や関係機関との連携が必要となってきます。

福祉避難所としての機能を

また、当センターが被災地となつた場合には、近隣の聴覚障害者の避難施設としてなりうることも考えられるところから、福祉避難所としての機能も果たせるかどうか検討しなければなりません。現段階においては、ガイドラインを満たすような必要な器財等の備蓄はありません。

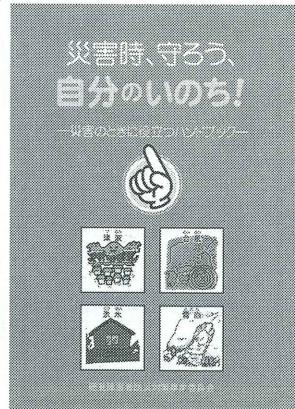
緊急災害時における当センターの果たす役割は大切なものがありますが、設備面・人材面を含め多くの課題があります。

災害救援対策本部の拠点として

一方で、県内の聴覚障害者団体および関係団体（注1）が集まり、「滋賀県聴覚障害者防災活動事業対策委員会」として、東日本大震災を教訓に、災害発生時に避難勧告が発令された時に、

連携し、被災された聴覚障害者に対する各種相談や情報提供、コミュニケーションの支援がスマートに行えるようになります。

まだまだ課題は山積みですが、いつ災害が起るかわかりません。日頃の防災意識を持ちながら、必要な策を講じていきたいと思います。



対策委員会が作成した冊子

コム支援など十分な対策を

対策本部の活動を行うに当たって、センターや被災された聴覚障害者に対する各種相談や情報提供、コミュニケーションの支援がスマートに行えるようになります。

一方で、学習会や情報交換、研修、アンケート調査を含め、関係機関に災害発生時の聴覚障害者への対応を提案することを目的として立ち上げ、活動を行っています。

また、この委員会は災害発生時には「聴覚障害者災害救援対策本部」として、被災地や被災者の支援を行う拠点として活動することになっています。

そして、その対策本部の活動拠点が当センターになることから、センターとしてもこの委員会活動に関わっています。

聴覚障害者センターが担う防災対策

災害に向けた備えを

平成 7 年 10 月に当センターがオープンし、来年で 20 年を迎えるとしておりまます。折しもセンターが開所した平成 7 年は、阪神淡路大震災が起った年であり、当初、4 月に開所する予定が、震災のために、あらためて基礎からの設計を見直したため、開所が 10 月になりました。しかし、現在の建築基準法に沿つたものではないため、今後に発生しうる大災害を考えた場合、改めて耐震診断し、補修や設備の更新などを含め、必要な対策を講じる必要があります。

センターや役割を考えた場合、被災された聴覚障害者に対する各種相談や情報提供、コミュニケーション支援など事業がスムーズに行えるような体制を整えなければなりません。この場合、

自治体や関係機関との連携

当センターは県内で唯一の聴覚障害者のための福祉施設であり、法的には身体障害者福祉法における視聴覚障害者情報提供施設です。各種相談や情報提供、コミュニケーション支援に関する事業を始めとした聴覚障害に関する様々な事業を担っているほか、県内における聴覚障害者および聴覚障害に係る方たちの交流の場、活動の拠点となつていると言えます。

大規模地震など緊急災害時における当センターの役割を考えた場合、被災された聴覚障害者には十分な対応がされてしまつたことから、滋賀県内においても、聴覚障害者や関係者などが

(注1) 一般社団法人 滋賀県ろうあ協会・滋賀県中途失聴難聴者協会・滋賀県手話手話通訳問題研究会・滋賀県手話サークル連絡会・NPO 法人しが盲ろう者友の会・全国要約筆記問題研究会滋賀支部

第28回全国ろうあ者相談員研修会が、
7月25日・26日、佐賀県聴覚障害者サポートセンターで開かれました。全国のろうあ者相談員等が資質の向上のために一堂に会し、研修と情報交換を行う為に実施されています。滋賀県からは相談担当の職員3名が参加しました。全国からは53名の参加でした。

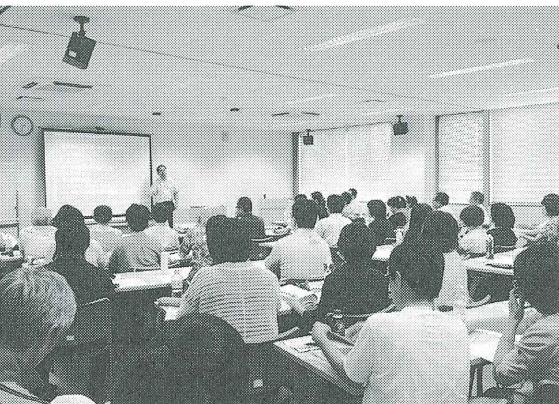
相談員の連携強化をめざして

1日目の前半は、「生活相談員への緊急提言」と題した講義で、講師は（一財）全日本ろうあ連盟理事長の石野富志三郎氏。講師自身の相談員の経験から話が始まり、相談員になって初めて苦悩したことや矛盾を解決することの難しさなどが話されました。また、ろうあ者への差別や偏見との闘い、聴覚障害者の権利擁護に取り組む活動の大切さ、ろうあ者相談員の専門的な知識を有する者を配置する国制度を強く求めていくような内容が盛り込まれていました。

2日目は、数年前から協議されてきた「認定聴覚障害者支援員制度」の検討について、来年度に検討事業として実施する考えが示されました。また、全国ろうあ者相談員連絡協議会の発足については、現在、相談員連絡会がないブロックがあり、また全国のろうあ者相談員の設置機関や身分・労働条件などが異なるため、発足が難しいとの

1日目の後半は、「生活相談員への緊急提言」と題した講義で、講師は（一財）全日本ろうあ連盟理事長の石野富志三郎氏。講師自身の相談員の経験から話が始まり、相談員になつて初めて苦悩したことや矛盾を解決することの難しさなどが話されました。また、ろうあ者への差別や偏見との闘い、聴覚障害者の権利擁護に取り組む活動の大切さ、ろうあ者相談員の専門的な知識を有する者を配置する国制度を強く求めていくような内容が盛り込まれていました。

ろうあ者相談員の役割とは



講演する石野理事長（佐賀県聴覚障害者サポートセンター）

話にとどまつていきましたが、当面、資格制度から進めていく方向が確認されました。また、災害時のネットワークの取り組みが必要として、聴覚障害者災害救援中央本部におけるメンタル部門（相談支援）に登録する方法などの工夫が必要だと意見が多くあり、今後は、聴覚障害者災害救援本部に確認をとりながら検討をすすめていくとの返答がありました。

2日間の研修を通して、困難なケースへの適切な支援を行うためには、専門機関との連携を図りながら、当事者（聴覚障害者）への支援を進めていくとの報告がありました。

みんなのセンター ～ろう協高齢部が周辺の草刈り～

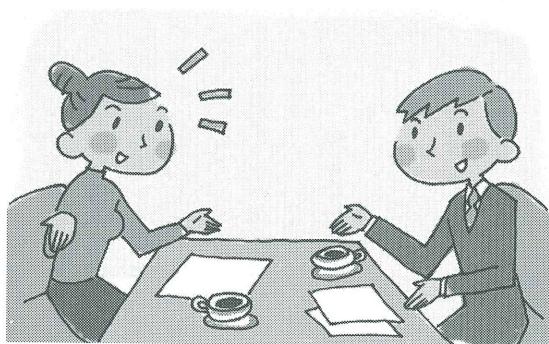


「きれいになったよ」と喜ぶ高齢部メンバーたち

の向上は欠かせないということと、相談支援（介入）の在り方を改めて学ぶことができました。また、当事者のエンパワーメントと地域のエンパワーメントをどのように高めるのか、当事者の目線に立って1人ひとりの意思を尊重できるかが問われているのではないかと強く感じました。全国的な研修会だけでなく近畿ブロックでも研修や事例検討会に参加して確認を重ねていきたいと思います。

最近の「きこえの相談・聞こえのサロン」

個別相談から集団的な取り組みへ



毎月 第3土曜日に「きこえの相談・聞こえのサロン」を実施しています。事前予約をいただき、聞こえにくさを感じている方々から聞こえにくくなつてきた経過、現状での最も大きな課題などをお聞きし、どのくらいの聞こえにくさがあるのか聴力検査をおこなつて、相談者それぞれの聞こえにくさの特徴を確認し助言をおこないます。

1時間程度、時間をかけて、相談者が聞きたいたこと、悩んでいることに對

して応えていきます。相談を始めるときは、初対面でもあり、お顔も硬い表情ですが、帰りには、聞こえづらさを理解してもらえたという安心感と、困りごとを発信でき、心が軽くなつたことで、笑顔が浮かぶなど、心の変化がよくわかります。

聴覚障害の認定を受けている人から、法律上は聴覚障害者に該当しない人まで難聴の不自由さには、共通の現象があります。相談事業を担当する側からみれば、その不自由さが自覚できるよう、緩和・改善策を学ぶ、合同学習会があれば、ご本人、ご家族とも、楽しく過ごせるのではないかと考えます。

互いにコミュニケーションが苦手な難聴者が、合同学習会に参加し、同障者が多くいること、聴衆の中に身をおくことを最も苦手とするところに、救いとなる文字通訳（＝要約筆記）の方法を知り、さらにそれを利用することで、社会参加の推進につながればよいと感じています。



当センターでは、聴覚障害者の福祉やくらしの向上のために数多くの事業を行っています。情報提供施設として、これらの事業のことを広く県民に知っています。ただくため、県広報番組「手話タイム・プラスワン」での広報活動にも力を入れています。

「手話タイム・プラスワン」は、県政に関するニュースや情報を手話、字幕スピー

パー、音声でお届けする番組。手話を日常的に使う聴覚障害者にも、手話のわからない聴覚障害者にも情報が伝わります。この誰にでも優しい番組の最後に「滋賀県立聴覚障害者センターからのお知らせ」というコーナーを設け、当センターから情報発信をしています。

発信内容は、当センターやみみの里の紹介、きこえの福祉講座・相談等の聴覚障害者を対象にした事業、手話通訳者等支援者の養成講座、聴覚障害者の社会的自立を考えるセミナーや手話ふれあいフェスティバル等の行事など。また、聴覚

障害や手話への理解促進のため、聴覚障害者のコミュニケーション方法の紹介、障害者権利条約の締結等の社会情勢の解説、手話を教える「手話教室」などの発信も行っています。

今後も、多くの視聴者に広く発信できるメディア「手話タイム・プラスワン」を活用しながら、聞こえない人のくらしを高められるよう努めていきます。



聴覚障害者センターの広報活動

県政ニュースや福祉情報など

【手話タイム・プラスワン】

第2・4土曜日
毎月
12時～20時

びわ湖放送にて放送中

※月によつて放送が1回のみの場合があります

10人に聞きました

～9月1日は防災の日。あなたが感じている不安や困りごとは？～

あらためて、市発行の防災マップに目を通しました。災害が身近読み、見方が変わりました。居住備えを万全にする。防災マップを勧めします。

防災マップ・ハザードマップは保存版として、全戸に配布されています。見当たらない場合は、市えます。

(全要研T)

いつどのような災害に見舞われるかも知れない今、どこにいても安心できない。家族との連絡も災害時だからこそ難しいなど、あれこれ考えると不安がつのるばかり。

せめて飲み水1本、持っていたいと思っている。

(全要研N)

地域の防災訓練に、聞こえない方が積極的に参加できる環境作りをしてほしい。

(県サ連 少年 H)

警報が出ても、避難しない人が多い。気象庁はもっと警戒レベルをはっきりPRしてほしい。

(県サ連 絶好調です)

情報網が途切れると自分の行動が出来ませんね。テレビやラジオ、携帯など情報を握んで置くことが大切。避難所になった時は運動不足と健康面が不安になりますね。

(難聴協会：Y. Y)

この夏、防災研修で姉川地歴の話を少し聞きました。歴史的に考えても、いつ県内に大地震が発生しようと不思議ではない話が印象に残っています。小さな地震にも敏感になつたと思います。

(滋通研Bさん)

もし何か、災害がおきたときに、子どもと離れ離れだとどうしようと不安です。家族で避難場所、避難場所までの経路などしっかり話あっておかないといけないと思っています。

(滋通研 Aさん)

どんなに防災意識が高くても防ぎようのない、超現実を目の当たりにしたときの、精神的外傷からの復帰。これが一番不安です。

(ろう協 匿名希望)

災害の経験が無いので、どんなことになるのかわかりませんが、避難所で、絶対にやってもらいたいことは、情報の伝達は、音声だけでなしに、必ず文字での伝達をしてもらいたい。テレビのニュースなどの画面を見ていても聞こえの不自由な者に対する配慮があまりなされてないようなので、是非、文字で知らせてもらいたい

(難聴協会：F. M)

やはり天災はいつ起こるかわからないもの。ろう者が逃げ遅れる事が一切ないように当事者として対策を地区と一緒に講じたいと思っています。確たるそれがないためまだ不安はいろいろあります。が、被災後とにかくろう者が安心して集まれる場所が欲しいです。

(ろう協 匿名希望)